

婚姻届に関するご案内

《必要書類》

- ① 婚姻届書2部
- ② 婚姻登録証明書(Acta de Matrimonio)原本2部
- ③ 婚姻登録証明書(Acta de Matrimonio)の日本語訳2部(翻訳者の氏名を明記)
- ④ 外国籍配偶者の身分証明書(パスポートまたは Cédula) 原本
- ⑤ 外国籍配偶者の身分証明書の日本語訳2部(翻訳者の氏名を明記)

※本籍地を別の市町村に変更する場合は、①②③⑤を3部ずつご用意下さい。

※翻訳の形式は自由です。大使館では抄訳のフォームをご用意しておりますので必要な方はお申し出下さい。

※上記は日本人と外国籍の方の婚姻がドミニカ共和国で成立している場合の一般的な必要書類です。個々のケースによりましては、他の書類が必要になることもありますので、予めお電話でお問い合わせ下さい。

《その他参考書類:可能であればお持ち下さい。》

- ⑥ 日本人配偶者の外国人登録証明書(Permiso de Residencia)、身分証明書(Cedula)
- ⑦ 印鑑

《届出人》

- ・原則的には日本人配偶者が届出人となり、届出書に署名します。
- ・届出書類を大使館窓口に持参されるのは届出人ご本人でなくとも構いませんが、書類に不正がある場合は、届出人が訂正しなければなりませんので、できるだけ届出人ご本人が書類をご持参になることをお勧めします。

《届出期限:婚姻日を含めて3ヶ月以内》

3ヶ月以内を過ぎてしまった場合でも届出できます。気づいたらなるべく早めに届出て下さい。

ご質問がありましたら下記までお問い合わせ下さい。

在ドミニカ共和国日本国大使館 領事部

Tel:809-567-3365 Fax: 809-566-8013

開館時間:午前 8 時 45 分～午後 1 時、午後 2 時～5 時半(祭日を除く月～金)